コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

CHIYODA CO.,LTD.
最終更新日：2015年6月8日
株式会社チヨダ
取締役社長　舟橋　浩司
問合せ先：専務取締役　田木　敬
証券コード：8185
http://www.chiyodagrp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率性・透明性を確保し、公正且つ健全な経営体制の維持・構築に努め、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の機能拡充を図り、企業価値向上を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。この実現のために少人数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化、また監査役全員が社外監査役であり、取締役会への出席や会計監査人・内部監査室との連携を通して経営の監視・監督機能を高め、企業倫理の向上と法令遵守等コンプライアンスに根差した経営の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
いちごトラスト	6,005,800	14.43
舟橋政男	3,145,000	7.55
株式会社中央商事	2,998,021	7.20
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,806,683	4.34
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,765,757	4.24
チヨダ共栄会	1,512,319	3.63
有限会社大知	1,400,080	3.36
株式会社三井住友銀行	1,251,915	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,181,600	2.83
三菱商事株式会社	872,800	2.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社が議決権比率61.3%を有する子会社株式会社マックハウスは、当社グループの「第二の柱」と位置づけており、共同出店等の協力関係を維持しております。業務運営は、自立独立経営を旨としてグループとしての企業価値の向上を図ります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木内政雄	他の会社の出身者											
スコット・キャロン	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木内政雄		―――	長年に渡り小売業の経営、上場達成など優良企業への事業改革を実行し、また、企業のコンサルティングや研修にも携わり、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から助言を期待できるものと判断したため
スコット・キャロン		―――	26年間の日本在住で培った日本の産業構造に関する深い見識を有し、且つ資本市場の専門家としてコーポレート・ガバナンス及び企業

			価値向上にも精通しているため、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることができると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に会議を開催し情報交換及び意見交換を行う等、相互の連携を図っております。
また監査役は、内部監査室の監査結果の報告を受ける等、積極的に会社に関する情報を収集し、監査業務が適正に実行されるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
庄司　孝良	他の会社の出身者													
山中　雅雄	弁護士													
根本　孝雄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

庄司　孝良	○	子会社株式会社アイウォーク社外監査役	他の会社の取締役として培ってきた知識・経験と小売業界に関する見識から、コンプライアンスに関する助言・提言ができると判断したため。また、社外監査役として上記の役割を十分果たしていること。当社との特別な利害関係を有せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
山中　雅雄		―――	弁護士として会社財務・法務に精通しており、経営に関する高い見識を有しているため
根本　孝雄		―――	他の会社の取締役として培ってきた知識・経験と小売業界に関する見識から、コンプライアンスに関する助言・提言ができると判断したため

【独立役員関係】

独立役員の人数　　1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション
役員退職慰労金制度を廃止し、役員がより一層株主の皆様と利益意識を共有するとともに、業績向上及び株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者　　社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

常勤取締役6名が付与対象者となっております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬の総額　182百万円
監査役（社外）の報酬の総額　13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役会の開催案内、資料の配布及び議題に関する事前説明については、必要に応じ経理部・管理部が協力する体制としております。
また、社外監査役については、内部監査室が活動を補佐しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は社外からの監督機能を十分働かせる観点から監査役は全て社外監査役を選任しております。
監査役は取締役会等重要会議に随時出席し、客観的且つ専門的な立場から意見を述べております。
また、2015年5月21日より社外取締役を2名選任したことにより、今後より一層、独立した立場から意見を述べることにより、業務執行の決定における多面的視点と客観性が確保されるものと考えております。
さらに、内部監査部門として内部監査室が設置されており、会計監査人を始めとした社内外の監査組織と密接な連携を図っております。このような現状のガバナンス体制は経営の透明性の確保、経営監視機能強化を図る上で必要であると考え採用しております。
コンプライアンス体制の強化を目的とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的開催や内部通報制度の導入、内部監査部門としての内部監査室の設置などから「迅速な意思決定」「適正な業務執行」「監査の実効性」といういずれの観点においても、充分にガバナンスは機能していると考えております。
体制の状況については、以下の通りです。
・監査役会
当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成されております。監査役会は定期的に開催しており、経営に対する監視・監督、助言・提言を行っております。
・取締役会
当社は取締役会設置会社であり、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。また監査役は常時出席し、適宜客観的且つ専門的な立場から助言・提言を行っております。
・経営幹部会
当社は、取締役全員、監査役全員及び連結子会社役員を始めとする経営幹部が一堂に会し、経営の問題点、業務進捗の確認等の幅広い意見交換の場とする経営幹部会を定期的に開催しております。
・業務執行会
当社は、取締役、連結子会社役員及び本社各部幹部を構成員とする業務執行会を原則週1回開催しており、経営上の問題や業務進捗状況等をリアルタイムで確認し、幅広い意見交換を行っており、常勤監査役は、構成メンバーとして出席しております。
・内部監査室
当社は、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置しております。
内部監査室は、監査計画に基づいた監査を実施し、監査役と常に連携をとり、情報の共有化を図った上で、代表取締役社長への提言や被監査部
門に対する問題点とそれに対する改善事項の指摘を行い、実効性の高い監査を実施しております。
・会計監査人
当社は、優成監査法人を会計監査人に選任し、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を締結し、年間監
査計画に基づいた会計監査、内部統制の整備・運用・評価等に係る助言を受けております。当期において業務執行した公認会計士の氏名、会計監査にかかる補助者の構成については以下のとおりです。
所属する監査法人
優成監査法人
公認会計士の氏名
指定有限責任社員業務執行社員　公認会計士　加藤　善孝、指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士　中田　啓
(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
会計監査に係る補助者の構成
公認会計士3名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記のような体制により、経営の透明性・効率性を高め、長期的に安定して企業価値が向上する経営体制を確立するとともに、業務執行及び経営の徹底も十分図れると考えております。
なお、社会環境、法的環境の変化に伴い、適宜見直すこととしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会として、第2四半期決算及び本決算発表直後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報にて、適時開示資料、主な経営指標、月次ベースの売 上・客数前年比、また株価情報などがご覧いただけます。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、継続して積極的なIR活動に取組み、株主様を始めとするステークホルダーの皆様への情報開示を行ってまいります。 また、グループすべての役員及び従業員が、それぞれの事業活動において遵守すべき基本的な事項「チヨダグループ企業倫理規程」を制定、遵守し、社会から信頼される企業となることを目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 経営の基本方針
(1)チヨダグループ各社は、企業倫理を確立し社会の信頼を得るために役職員が業務を行う上での具体的な行動基準として「チヨダグループ企業倫理規程」を定め、経営管理体制の確立に努めております。
2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人に対し法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下で職務を執行するために、代表取締役社長をトップとし、取締役及び各部門の責任者で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
(2)取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報者保護を社内規程に定めております。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく
適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
(2)取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとしております。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスク
を体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理規程を制定しております。
(2)コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取締役会及び監査役会に報告を行い、全社的なリスクを統括的に管理しております。平時においても各部門においては、その有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し、各部門の
リスク管理の改善を行っております。
(3)取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、月1回程度開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。
(2)経営理念を基に策定される年度計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとしております。また、毎月作成される経営資料をチェ
ックするとともに必要な対策を決定し実施しております。
(3)取締役会の決定に基づく職務執行は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限に則り職務を遂行することとし、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。
(4)企業経営及び業務に関して、経営判断上の参考とするため法律事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からのアドバイスを受ける体制を整えております。
6. 当該会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及び子会社は「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し、グループ全体のコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めております。
(2)当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当取締役及び各部門の責任者はグループ会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
(3)グループ内取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切かつ公正を保持しております。
7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性
に関する事項
(1)監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、使用人を配置するものとしております。
(2)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮監督下で職務を遂行するものとしております。
(3)監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価・懲戒等については、事前に監査役会の同意を得て取締役会で決定するものとしており
ます。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
(1)取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する職務の執行状況を報告しております。
(2)取締役及び使用人は、監査役に対して当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、並びに、内部監査の実施状況、内部通報の状況及びその内容、取締役の不正行為、重大な法令・定款違反行為について速やかに報告しております。
(3)監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができます。
9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、必要に応じて経理部や内部監査室等に協力・補助を要請し、監査を実効的に行うことができます。
(2)監査役は、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応に関する基本方針を定めるとともに、事案発生時の担当部署への報告及び対応に係る規程等
の整備を行い、反社会的勢力には弁護士や警察等関連機関とも連携して毅然と対応していきます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

具体的な買収防衛策は導入しておりませんが、企業価値を上げ、時価総額を高めることが最大の防衛策と認識し、現状多岐に亘って鋭意研究しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

子会社を包括したガバナンス体制の整備、組織を確立して、グループ経営が適法且つ適正に運営されるよう意識の徹底を図ってまいります。